

仕様書

1. 概要

(1) 適用範囲

本仕様書は、次に掲げる需要場所で使用する電力の調達について適用する。

(2) 需要場所

堺市南区役所（堺市南区桃山台1丁1番1号）

(3) 用途

事務所および食堂、駐車場で使用する電力（業務用電力）

(4) 現電力契約業者

リエスパワー株式会社

2. 仕様

(1) 電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等

- | | |
|---------|---|
| ① 電気方式 | 交流3相3線式（エレベーター、ポンプ、空調等の動力系統）
交流単相3線式（照明、パソコン等） |
| ② 受電電圧 | 6. 6 kV |
| ③ 計量電圧 | 6. 6 kV |
| ④ 標準周波数 | 60 Hz |
| ⑤ 受電方式 | 1回線受電 |
| ⑥ 発電設備 | |

ア 系統連系無し

非常用予備発電に係る設備一式（自家発電設備）

- | | |
|-----------------------------|----|
| ・クボタ（株） NS4A-330WBS | |
| キュービクル式3相交流発電機（300kVA 220V） | 1台 |
| ・燃料タンク 490リッ | 1基 |
| ・冷却水タンク 500リッ | 1基 |

イ 系統連系有り（供給設備に電気的に接続している発電設備。但し、電力出力は逆潮流を行わない範囲で行われる。）

太陽光発電に係る設備一式

- | | |
|---------------------------------|--|
| ・太陽電池モジュール（250W） SHARP ND-250FB | |
| ・パワーコンディショナー JH-42FM2P | |
| ・蓄電池（定格容量 4. 4 kWh） JH-WB1402 | |

(2) 契約電力、予定使用電力量

- | | |
|-------------|--------|
| ①契約電力（常時電力） | 173 kW |
|-------------|--------|

（契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計量される値が原則としてこれを超えないものとする。）

②予定使用電力量 440,000 kWh
(令和8年4月の計量日0時00分から令和9年4月の計量日前日の24時00分までの使用量見込み)

ア 各月の電力使用実績 別紙1のとおり
イ 季節および時間帯別の電力使用実績 別紙2のとおり
ウ 各月の電力使用計画 別紙3のとおり

(3) 契約使用期間

令和8年4月の計量日0時00分から令和9年4月の計量日前日の24時00分まで

(4) 需給地点

需要場所構内第一柱に堺市が設置した高圧気中開閉器の電源側接続点とする。

(5) 電気工作物の財産責任分界点

需給地点と同じとする。ただし、取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。

(6) 保安上の財産責任分界点

電気工作物の財産責任分界点に同じ。

(7) 電力量の計量

①自動検針装置：無し

ただし、受託者の負担で自動検針装置を設置し、遠隔自動検針によることも差し支えない。

②検針日及び計量

検針日は毎月16日とし、16日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量日時は甲と乙の協議の上で定めることとし、計量は計量器により記録された値によるものとする。

(8) 料金の算定等

①料金の算定期間は、毎月計量日の0時から翌計量日前日の24時までの期間とする。

② 電気料金は、次に掲げる料金を合算した額とする。

ア 基本料金=基本料金単価×契約電力×(185-力率)÷100

イ 電力量料金=電力量料金単価×使用電力量

ウ 燃料費調整額及び「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づく賦課金

③ 受注者の請求時期及び発注者の支払い期限は、契約書に定める期日とする。

④ 電気料金の請求にあたっては、電気料金請求明細書にて内訳を明らかにすること。

(9) 力率

①供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引及び力率割増しを行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

②入札価格の算定にあたっては、力率は100%とする。

③力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下1位で四捨五入する。

(10) 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。

なお、燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(11) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める約款によるものとする。

(12) 市場価格調整額（当該地域を管轄する一般電気事業者が設定する市場価格調整額）

使用電力量に市場価格調整単価を乗じて計算した金額（以下の算定式による。）

市場価格調整額＝使用電力量×市場価格調整単価

なお、入札価格の算定にあたっては、市場価格調整額は考慮しないものとする。

(13) データの提出

供給者は、当該月の電気料金の計算内訳及び電力量に係るデータを提出するものとする。

なお、様式については任意のものとするが、堺市が指定した項目については追加しなければならない。

(14) その他

この仕様書に定めのない事項については、双方の協議によりこれを定めるものとする。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

各月の電力使用実績

電力使用実績（令和6年度実績）

	期間	常時 契約電力 (kW)	30分最大 需要電力 (kW)	使用電力量 (kWh)
令和6年4月	3/17～4/16	157	113	31,635
5月	4/17～5/16	157	102	28,207
6月	5/17～6/16	157	115	31,801
7月	6/17～7/16	157	135	34,979
8月	7/17～8/16	157	155	39,998
9月	8/17～9/16	155	151	37,837
10月	9/17～10/16	155	139	34,250
11月	10/17～11/16	155	116	33,595
12月	11/17～12/16	155	118	31,656
令和7年1月	12/17～1/16	155	134	30,004
2月	1/17～2/16	155	133	33,791
3月	2/17～3/16	155	131	30,946
実積合計				398,699

季節および時間帯別の電力使用実績

	期間	電力量 (kWh)	
		夏季電力量 ※	その他季電力量
令和6年4月	3/17～4/16		31, 635
5月	4/17～5/16		28, 207
6月	5/17～6/16		31, 801
7月	6/17～7/16	18, 985	15, 994
8月	7/17～8/16	39, 998	
9月	8/17～9/16	37, 837	
10月	9/17～10/16	16, 593	17, 657
11月	10/17～11/16		33, 595
12月	11/17～12/16		31, 656
令和7年1月	12/17～1/16		30, 004
2月	1/17～2/16		33, 791
3月	2/17～3/16		30, 946
小計		113, 413	285, 286
合計			398, 699

※夏季とは7月1日から9月30日までの期間をいいます。

各月の電力使用計画

電力使用計画（令和8年度計画）

	期間	常時 契約電力 (kW)	電力量 (kWh)	
			夏季電力量 ※	その他季電力量
令和8年4月	3/17～4/16	173		35,000
5月	4/17～5/16	173		31,000
6月	5/17～6/16	173		37,000
7月	6/17～7/16	173	20,000	18,000
8月	7/17～8/16	173	42,000	
9月	8/17～9/16	173	42,000	
10月	9/17～10/16	173	18,000	18,000
11月	10/17～11/16	173		35,000
12月	11/17～12/16	173		35,000
令和9年1月	12/17～1/16	173		34,000
2月	1/17～2/16	173		39,000
3月	2/17～3/16	173		36,000
小計			122,000	318,000
合計				440,000

※夏季とは7月1日から9月30日までの期間をいいます。

※当該電力使用計画は現電力契約業者との契約における計量日に基づき算出しています。